

# 学習指導要領について

平成 20 年 4 月

初等中等教育局 教育課程課

# 学習指導要領改訂についてのこれまでの状況と実施のスケジュール

平成17年2月 学習指導要領の見直しに着手(大臣からの要請)



平成19年11月7日 中央教育審議会教育課程部会「審議のまとめ」



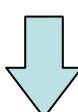
広く国民から意見募集(11/8～12/7)

関係団体からヒアリング



平成20年1月17日

中央教育審議会「答申」



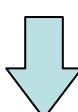
平成20年2月15日 小・中学校学習指導要領(文部科学省告示)改訂案公表



広く国民から意見募集(2/16～3/16)



平成20年3月28日 小・中学校学習指導要領(文部科学省告示)改訂



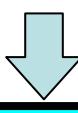
平成20年4月～

《教科書(小学校)スケジュール》

学校現場への周知・教員研修・補助教材の作成

編 集

平成21年4月～



できるものから先行実施(小・中学校)

検 定

平成22年4月～



採択・供給

平成23年4月～ 小学校で完全実施(新教育課程教科書使用)

平成24年4月～ 中学校で完全実施(新教育課程教科書使用)

# 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等のポイント

## 1. 今回の改訂の基本的考え方

教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成

知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視、授業時数を増加

道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

## 2. 授業時数の増加

### 小学校

- 国語・社会・算数・理科・体育の授業時数を10%程度増加
- 週当たりのコマ数を低学年で週2コマ、中・高学年で週1コマ増加

### 中学校

- 国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育の授業時数を実質10%程度増加
- 週当たりのコマ数を各学年で週1コマ増加

## 3. 教育内容の主な改善事項

### 言語活動の充実

- 国語をはじめ各教科等で記録、説明、批評、論述、討論などの学習を充実

### 理数教育の充実

- 国際的な通用性、内容の系統性の観点から指導内容を充実  
〔台形の面積(小・算数)、解の公式(中・数学)、イオン、遺伝の規則性、進化(中・理科)〕
- 反復(スパイラル)による指導、観察・実験、課題学習を充実(算数・数学、理科)

### 伝統や文化に関する教育の充実

- ことわざ、古文・漢文の音読など古典に関する学習を充実(国語)
- 歴史教育(狩猟・採集の生活や国の形成、近現代史の重視等)、宗教、文化遺産(国宝、世界遺産等)に関する学習を充実(社会)
- そろばん、和楽器、唱歌、美術文化、和装の取扱いを重視(算数、音楽、美術、技術・家庭)
- 武道を必修化(保育/中1・2) ○総合的な学習の時間の学習の例示として、地域の伝統と文化を追加(小)

### 道徳教育の充実

- 発達の段階に応じて指導内容を重点化  
〔人間としてしてはならないことをしない、きまりを守る(小)、社会の形成への参画(中)など〕
- 体験活動を推進 ○先人の伝記、自然など児童生徒が感動する魅力的な教材を充実
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実

### 体験活動の充実

- 発達の段階に応じ、集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動などを推進(特別活動等)

### 外国語教育の充実

- 小学校に外国語活動を導入、聞くこと、話すことを中心に指導(小5・6)
- 中学校では聞く・話す・読む・書く技能を総合的に充実  
(語数を増加[900語程度まで→1200語程度]、教材の題材を充実)

### 重要事項

- 幼小連携を推進、幼稚園と家庭の連続性を配慮、預かり保育や子育て支援を推進(幼稚園)
- 環境、家族と家庭、消費者、食育、安全に関する学習を充実
- 情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実
- 部活動の意義や留意点を規定
- 障害に応じた指導を工夫(特別支援教育)
- 「はじめ規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除

## 小学校の標準授業時数について

[ 現 行 ]

[ 改 訂 後 ]

学年 教科等	1	2	3	4	5	6	計
国語	272 (8)	280 (8)	235 (6.7)	235 (6.7)	180 (5.1)	175 (5)	1377
社会	—	—	70 (2)	85 (2.4)	90 (2.6)	100 (2.9)	345
算数	114 (3.4)	155 (4.4)	150 (4.3)	150 (4.3)	150 (4.3)	150 (4.3)	869
理科	—	—	70 (2)	90 (2.6)	95 (2.7)	95 (2.7)	350
生活	102 (3)	105 (3)	—	—	—	—	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	—	—	—	—	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	540
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合的な 学習時間	—	—	105 (3)	105 (3)	110 (3.1)	110 (3.1)	430
合計	782 (23)	840 (24)	910 (26)	945 (27)	945 (27)	945 (27)	5367

学年 教科等	1	2	3	4	5	6	計
国語	306 (9)	315 (9)	245 (7)	245 (7)	175 (5)	175 (5)	1461
社会	—	—	70 (2)	90 (2.6)	100 (2.9)	105 (3)	365
算数	136 (4)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	1011
理科	—	—	90 (2.6)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	405
生活	102 (3)	105 (3)	—	—	—	—	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	—	—	—	—	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	102 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	90 (2.6)	90 (2.6)	597
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合的な 学習時間	—	—	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	280
外国語 活動	—	—	—	—	35 (1)	35 (1)	70
合計	850 (25)	910 (26)	945 (27)	980 (28)	980 (28)	980 (28)	5645

注：( ) 内は週当たりのコマ数。

## 中学校の標準授業時数について

[ 現 行 ]

[ 改 訂 後 ]

学年 教科等	1	2	3	計
国語	140 (4)	105 (3)	105 (3)	350
社会	105 (3)	105 (3)	85 (2.4)	295
数学	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315
理科	105 (3)	105 (3)	80 (2.3)	290
音楽	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115
美術	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115
保健体育	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	270
技術・家庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)	175
外国語	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315
道徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105
特別活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105
選択教科等	0~30 (0~0.9)	50~85 (1.4~2.4)	105~165 (3~4.7)	155~280
総合的な 学習の時間	70~100 (2~2.9)	70~105 (2~3)	70~130 (2~3.7)	210~335
合計	980 (28)	980 (28)	980 (28)	2940

学年 教科等	1	2	3	計
国語	140 (4)	140 (4)	105 (3)	385
社会	105 (3)	105 (3)	140 (4)	350
数学	140 (4)	105 (3)	140 (4)	385
理科	105 (3)	140 (4)	140 (4)	385
音楽	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115
美術	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)	115
保健体育	105 (3)	105 (3)	105 (3)	315
技術・家庭	70 (2)	70 (2)	35 (1)	175
外国語	140 (4)	140 (4)	140 (4)	420
道徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105
特別活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)	105
総合的な 学習の時間	50 (1.4)	70 (2)	70 (2)	190
合計	1015 (29)	1015 (29)	1015 (29)	3045

注：( ) 内は週当たりのコマ数。

## 新しい幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び 中学校学習指導要領の公示について〔文部科学大臣談話〕

本日3月28日、新しい幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示するとともに、学校教育法施行規則の一部改正省令を公布した。

新学習指導要領等は、約3年に及ぶ審議を経てまとめられた1月17日の中央教育審議会答申を踏まえ、去る2月15日に案を公表し、30日間、広く国民の皆様からご意見をいただいた。それらを踏まえ必要な修正を行い、本日公示に至ったものである。

新学習指導要領等は、子どもたちの「生きる力」をはぐくむ具体的な手立てとして、①約60年振りに改正された教育基本法を踏まえた教育内容の改善を行うこと、②学力の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び学習意欲の向上を図るために、授業時数増を図り、特に言語活動や理数教育を充実すること、③子どもたちの豊かな心と健やかな体をはぐくむために道徳教育や体育を充実すること、といった基本的な考え方に基づいている。

新学習指導要領は、幼稚園は平成21年度から、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から全面実施することとしているが、新学習指導要領に対する保護者の期待や関心は極めて高く、平成21年度から理数教育を中心に前倒しして実施したいと考えている。その詳細についての案を4月中を目途に公表する予定である。平成20年度は、新学習指導要領等の趣旨をあらゆる場面を活用して教師など教育関係者はもとより、保護者や広く社会に対してしっかりと説明することとしている。

新学習指導要領等の趣旨を実現するためには、指導体制の確立を含む教育条件の整備、教科書や指導方法の改善、入学者選抜の改善などの諸施策を総合的に展開していくことが極めて重要であり、今後、これらの施策について取組を進めてまいりたい。

また、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領は、平成20年内に公示する予定である。

今後とも、国民の皆様におかれては、是非、教育に対して強い関心を持っていただき、学校教育をご支援いただくようお願い申し上げたい。

19文科初第1357号  
平成20年3月28日

厚生労働事務次官 殿

文部科学事務次官  
錢 谷 眞 美

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）

このたび、平成20年3月28日文部科学省令第5号をもって、別添のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、文部科学省告示第26号、第27号、第28号をもって、それぞれ別添のとおり、幼稚園教育要領の全部を改正する告示（以下「新幼稚園教育要領」という。）、小学校学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新小学校学習指導要領」という。）及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新中学校学習指導要領」という。）が公示されました。

改正省令のうち学校教育法施行規則によらないで教育課程を編成することができるに関する規定及び当該規定に関する告示は平成20年4月1日から、新幼稚園教育要領は平成21年4月1日から、改正省令のうち上記以外の小学校関係部分及び新小学校学習指導要領は平成23年4月1日から、改正省令のうち上記以外の中学校関係部分、新中学校学習指導要領及び改正省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（以下「整備告示」という。）のうち第一関係は平成24年4月1日から施行されます。

今回の改正は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、これらにおいて明確にされた教育の目的及び目標に基づき、平成20年1月17日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（以下「答申」という。）を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、貴管下の児童自立支援施設における小学校及び中学校に準ずる教科に関する事項については、これによられるよう御配慮願います。

## 記

### 1. 改正の概要

#### (1) 幼稚園、小学校及び中学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

今回の教育課程の基準の改善は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、これらにおいて明確となった教育の目的及び目標に基づき、答申を踏まえ、次の方針に基づき行ったものであること。

#### ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること

- ・ 「知識基盤社会」の時代においてますます重要となる「生きる力」という理念を継承し、また、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視したこと。
- ・ 教育基本法及び学校教育法の改正により明確となった教育の理念を踏まえ、学校教育においては、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを明確にしたこと。これを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動、環境教育等を充実したこと。

#### ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること

- ・ 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（中学校にあっては外国語活動を除く。）（以下「各教科等」という。）において、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した上で、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実し、思考力・判断力・表現力等の育成を重視したこと。
- ・ あらゆる学習の基盤となる言語に関する能力について、国語科のみならず、各教科等においてその育成を重視したこと。
- ・ これらの学習を充実するため、国語、社会、算数・数学、理科及び外国語等の授業時数を増加したこと。
- ・ これらの学習や勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育などを通じ、学習意欲を向上するとともに、学習習慣の確立を図るものとしたこと。

#### ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

- ・ 体験活動を活用しながら、道徳教育や体力の向上についての指導、安全教育や食育などを発達の段階に応じ充実し、豊かな心や健やかな体の育成を図るものとしたこと。

## (2) 授業時数等の教育課程の基本的枠組み

小学校及び中学校等の各教科等の授業時数を以下のとおりに変更し、総授業時数を増加するとともに、小学校の教育課程に外国語活動を加えたこと。

### ① 小学校

区分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数						35	35
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	945	980	980	980

注1 この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

### ② 中学校

区分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
	道徳の授業時数	35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

注1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

### (3) 幼稚園における主な改善事項

- 幼稚園及び小学校の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実するとともに、幼稚園と小学校との連携に関する取組を充実したこと。
- 幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を充実したこと。
- 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示したこと。

### (4) 小・中学校における主な改善事項

#### ① 言語活動の充実

- 言語は、知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である。このため、国語科における読み書きなどの基本的な力の定着を図るとともに、各教科等における記録、説明、論述、討論といった学習活動を充実したこと。

#### ② 理数教育の充実

- 科学技術の土台である理数教育の充実を図るため、国際的な通用性、内容の系統性、小・中学校での学習の円滑な接続を踏まえて、指導内容を充実したこと。

#### ③ 伝統や文化に関する教育の充実

- 国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、各教科等において、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を充実したこと。
- 具体的には、国語科での古典、社会科での歴史学習、音楽科での唱歌・和楽器、美術科での我が国の美術文化、保健体育科での武道の指導などを充実したこと。

#### ④ 道徳教育の充実

- 道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化したこと。
- 発達の段階に応じて指導内容を重点化し、体験活動を充実したこと。
- 道徳教育推進教師（道徳教育の推進を主に担当する教師）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することを明確化したこと。
- 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなど、児童生徒が感動を覚える教材を活用することとしたこと。

#### ⑤ 体験活動の充実

- 児童生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、その発達の段階に応じ、集団宿泊活動や自然体験活動（小学校）、職場体験活動（中学校）を重点的に推進することとしたこと。

## ⑥ 外国語教育の充実

- ・ 積極的にコミュニケーションを図る態度を育成し、言語・文化に対する理解を深めるために、小学校高学年に外国語活動を導入したこと。
- ・ 中学校においては、コミュニケーションの基盤となる語彙数を充実するとともに、聞く・話す・読む・書くを総合的に行う学習活動を充実したこと。

## （5）学校教育法施行規則等によらない教育課程の編成

これまで内閣総理大臣の認定により構造改革特別区域研究開発学校設置事業として行われてきた、学校教育法施行規則等によらないで教育課程の編成を可能とする特例について、文部科学大臣の指定により可能としたこと。

## 2. 留意事項

### （1）移行措置期間の特例

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における現行の小学校学習指導要領（平成10年文部省告示第175号）及び平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における現行の中学校学習指導要領（平成10年文部省告示第176号）の必要な特例については、追ってこれを告示し、別途通知する予定であること。

〔参考〕文部科学省ホームページアドレス

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm)

（ホーム>教育>小・中・高校教育に関すること>新しい学習指導要領）

本件担当：

文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

初等中等教育局 教育課程課（内線2367）

## 新学習指導要領実施本部の設置について

平成20年3月28日  
文部科学事務次官決定

### 1. 趣旨

教育基本法及び学校教育法の改正を踏まえて改訂された学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）の趣旨の徹底及び新学習指導要領の実施に向けた条件整備等について連絡調整を図り、もって新学習指導要領の円滑な実施を推進するため、新学習指導要領実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

### 2. 主な検討事項

- （1）新学習指導要領の趣旨の徹底のための連絡調整
- （2）新学習指導要領の円滑な実施に向けた条件整備
- （3）教育委員会及び学校等から提示された課題等に係る情報の共有
- （4）その他本部長が必要と認める事項

### 3. 構成

実施本部の構成員は、別紙1に掲げる者とする。ただし、本部長は、必要に応じて構成員以外の関係官の出席を求めることができる。

### 4. 運営

- （1）実施本部は、本部長が主宰する。
- （2）実施本部には、別紙2に掲げる者を構成員とする幹事会を設ける。

### 5. 庶務

実施本部及び幹事会の庶務は、関係局課等の協力を得て、教育課程課において処理する。

（別紙1）

本 部 長 文部科学事務次官

本部長代理 玉井文部科学審議官

副 本 部 長 初等中等教育局長

本 部 員  
大臣官房長  
生涯学習政策局長  
高等教育局長  
科学技術・学術政策局長  
スポーツ・青少年局長  
文化庁次長  
文教施設企画部長  
私学部長

大臣官房審議官（初等中等教育局担当）  
大臣官房審議官（初等中等教育局担当）

(別紙2)

幹 事 長	初等中等教育局長
副幹事長	大臣官房審議官(初等中等教育局担当)
副幹事長	大臣官房審議官(初等中等教育局担当)
幹 事	大臣官房文部科学広報官
文教施設企画部	施設企画課長
初等中等教育局	初等中等教育企画課長
同	財務課長
同	教育課程課長
同	児童生徒課長
同	幼児教育課長
同	特別支援教育課長
同	国際教育課長
同	教科書課長
同	教職員課長
同	参事官(産業教育・情報教育担当)
同	主任視学官
生涯学習政策局	政策課長
同	社会教育課長
高等教育局	高等教育企画課長
私 学 部	私学行政課長
科学技術・学術政策局	基盤政策課長
スポーツ・青少年局	企画・体育課長
同	学校健康教育課長
文 化 庁	政策課長
国立教育政策研究所	教育課程研究センター長

# 今後の周知・広報活動の予定

## 【概要】

新しい学習指導要領について、平成20年度を「集中周知・広報期間」と位置付け、新しい学習指導要領の趣旨をあらゆる場面を活用して、教員など教育関係者はもとより、保護者や広く社会に対して説明する取組を進める。

## 【具体的施策】

### ①説明会等の実施

- ・ 臨時教育長会議を開催。[4月24日]
- ・ 文部科学省主催で中央説明会を開催(2日間の日程で、幼稚園は全国1ヶ所、小・中学校それぞれ全国3ヶ所で実施)。[6月末～7月] ※小・中学校は前回はそれぞれ東京1カ所のみ
- ・ 都道府県教育委員会主催で地方説明会を開催(文部科学省から職員を派遣、会議費の一部を負担)。[7～8月]
- ・ 文部科学省主催で指導主事連絡協議会を開催。[5月末(幼)、10～11月(小・中)]
- ・ 上記以外に、教育委員会、学校関係団体、私学団体等の要請に応じ適宜説明会等に職員を派遣。また、教科書発行者等に十分な説明の機会を確保。

### ②保護者向けパンフレットの配布

新学習指導要領等の趣旨を分かりやすくまとめた保護者向けパンフレットを作成し、幼稚園・小学校・中学校等の全ての保護者に対して配布(約1,250万部)。[4月]

※全ての保護者に配布するのは今回初めて

### ③教員に学習指導要領冊子の配布

学習指導要領冊子について、A4判化(これまでA5判)、デザインを見やすくし、幼稚園・小学校・中学校等の全ての教員(約115万人)に対して配布(これまで教員が各自購入)。[6月]

※配布するのは今回初めて

### ④学習指導要領「解説」の作成・発行

学習指導要領の記述の意味や解釈などを詳細に説明する「解説」を、各学校種、各教科等ごとに文部科学省の著作として作成・出版(中央説明会等の資料として活用)。[6月～7月]

### ⑤その他

文部科学省ホームページ内に新学習指導要領等の専門ページを設け、最新の情報を提供。[随時]

## 新学習指導要領の移行措置（前倒し実施）について

- 前回の学習指導要領改訂においては、移行期間中（平成12・13年度）に次のような移行措置を講じ、新学習指導要領の内容を完全実施に先立つて前倒しして実施。
  - ① 道徳、特別活動については、新課程による。
  - ② 国語、生活、音楽、図画工作、美術、家庭、技術・家庭、体育、保健体育については、学校の判断により新課程を取り入れることが可能。
  - ③ 社会、算数・数学、理科及び外国語については、旧課程によるとともに、内容の一部を新課程を踏まえ省略する。
  - ④ 総合的な学習の時間については、前倒しして実施することを推奨。
- 今回の学習指導要領改訂においては、前回の移行措置の考え方を基本しつつ、理数を中心に内容が増加することを踏まえ、平成21年度から次のような移行措置。
  - ① 道徳、総合的な学習の時間、特別活動については、新課程に移行。  
【教科書がなく、移行期間から新課程に移行】
  - ② 算数・数学及び理科については、完全実施の際に円滑に移行できるよう新課程の内容を大幅に追加して指導する。  
【授業時数の増加や教材提供を行い、実質的に新課程に移行】
  - ③ 社会については、新課程の内容の一部（例：小学校中学年での47都道府県の位置と名称の指導）を追加するとともに、学校の判断により新課程を取り入れることが可能。  
【地図帳などで指導できるものは前倒しし、それ以外は学校の裁量】
  - ④ 国語、生活、音楽、図画工作、美術、家庭、技術・家庭、体育、保健体育、外国語については、学校の判断により新課程を取り入れることが可能。  
【新課程への移行は学校の裁量】
  - ⑤ 小学校の外国語活動については、実施可能な学校は移行期間中から教育課程に加えることができる。  
【実施は学校の裁量】
- 現在、
  - ① 移行期間中に追加して指導する具体的な内容の詳細、
  - ② 特に算数・数学及び理科の授業時数の確保のための方策（中学校は選択教科の時間を活用。小学校は総授業時数を増加することを含め検討）や教材提供の方法等、を検討中。